

## 指定給水装置工事事業者指定申請書の提出について

- 1 申請書一式は、正・副各1部 ※捺印
  - イ) 法人については、定款及び登録簿の謄本並びに(\*)納税証明書
  - ロ) 個人については、住民票及び(\*)納税証明書
    - \*) 内容は該当する項目すべて：法人市民税，市県民税，固定資産税，国民健康保険税，軽自動車税等
  - ハ) 事業の範囲（次のいずれかを記入）
    - ・ 分水栓から止水栓までの工事
    - ・ 止水栓から宅内工事まで
    - ・ 給水装置工事一式
  
- 2 機械器具調書
  - 二) 次に定める機械器具を有する者
    - ・ 金切りのこ，その他の管の切断用の機械器具
    - ・ やすり，パイプねじ切り器，その他の管の加工用の機械器具
    - ・ トーチランプ，パイプレンチ，その他の管の接合用の機械器具
    - ・ 水圧テストポンプ
  
- 3 誓約書 ※捺印
  
- 4 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ※捺印
  
- 5 その他
  - ・ 主任技術者免状の写し
  - ・ 事業を行う事業所の案内図
  - ・ 事業所内の写真（事務所，資材置き場等）
  - ・ 認可された際の，手数料4,000円の納入
  - ・ 他市町村の指定給水装置工事事業者証の写し

※名称，代表者名等に変更があった際の変更届出書及び業務廃止等があった際の廃止・休止・再開届出書も添付されています。